

岐阜大学次世代地域リーダー育成プログラム規程

平成26年12月24日

規程第89号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜大学（以下「本学」という。）が地（知）の拠点として地域にとけこむ大学を目指し、地域志向を高め、地域の活性化を担う人材を育成する次世代地域リーダー育成プログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(プログラムの目的等)

第2条 このプログラムは、地域リテラシーを備え、自身の専門的能力をより実践的に応用することにより、地域の中のリーダー又はリーダーを支援する人材として活躍するために備えるべき素養を習得させることを目的とし、地域の課題等の解決のためリーダーシップを発揮し活躍できる人材を育成する地域リーダーコース及び地域産業の担い手としてリーダーシップを発揮し活躍できる人材を育成する産業リーダーコースで構成する。

2 地域リーダーコース及び産業リーダーコースは、本学の学部学生、大学院学生及び社会人（学部学生、大学院学生及び本学以外の教育機関等の学生以外の者をいう。）を対象とする。

(実施体制)

第3条 このプログラムは、本学の学部、大学院研究科、教育推進・学生支援機構、研究推進・社会連携機構、岐阜大学学則第9条から第11条までに規定するセンター及び医学部附属病院が連携し、全学体制で実施するものとする。

(プログラムの構成)

第4条 プログラムは、次に掲げる授業科目群をもって構成する。

- 一 地域志向科目群
- 二 地域活動科目群
- 三 地域実践科目群
- 四 次世代地域リーダー育成科目群
- 五 次世代産業リーダー育成科目群

2 前項各号の科目群を構成する授業科目は、全学共通教育科目及び各学部が開設する授業科目のうちから、教育推進・学生支援機構教学委員会が決定する。

(地域志向科目の必修)

第5条 平成27年4月以降に入学した学部学生については、全員が地域志向科目群から2単位を修得するものとし、その履修要件は各学部の履修規程で別に定める。

第2章 地域リーダーコース

(コースの構成)

第6条 地域リーダーコースは、第4条第1項第1号から第4号までに規定する授業科目群について、基礎的な素養・能力を養うための初級段階及び実践力を養う上級段階の二

段階に区分し、科目群の構成区分及び科目内容は次のとおりとする。

構成区分		科目内容	備考
初級 段階	地域志向科目群	地域に関する内容を含む授業科目	全学共通教育科目 学部開講科目
	地域活動科目群	地域におけるボランティア活動を含む授業科目	
	地域実践科目群	地域におけるインターンシップ活動を含む授業科目	
上級 段階	次世代地域リーダー育成科目群	実際の地域の課題の解決等に実践的に取り組む授業科目	全学共通教育科目

(履修要件等)

第7条 地域リーダーコースの上級段階を履修できる者は、初級段階において、地域志向科目群及び地域活動科目群又は地域実践科目群から8単位以上修得した者又は8単位以上修得したものと同等と認められる者とする。

(上級段階への登録)

第8条 地域リーダーコースの上級段階の履修を目指す者及び上級段階の履修を希望する者は、別紙様式第1号の次世代地域リーダー育成プログラム(上級)登録申請書(以下「登録申請書」という。)を地域協学センター長へ提出するものとする。

2 登録申請書の提出時期は、原則として4月又は10月とする。

(コース修了の認定)

第9条 地域リーダーコース修了の認定は、上級段階において4単位を修得した者について、地域協学センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審査を経て、学長が行う。

2 前項の修了者には、別紙様式第2号の修了証を交付する。

第3章 産業リーダーコース

(コースの構成)

第10条 産業リーダーコースは、第4条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する授業科目群について、基礎的な素養・能力を養うための初級段階及び実践力を養う上級段階の二段階に区分し、科目群の構成区分及び科目内容は次のとおりとする。

構成区分		科目内容	備考
初級 段階	地域志向科目群	地域に関する内容を含む授業科目	全学共通教育科目 学部開講科目
	地域実践科目群	地域におけるインターンシップ活動を含む授業科目	
上級 段階	次世代産業リーダー育成科目群	地域産業の担い手として実践的に取り組む授業科目	全学共通教育科目

2 前項に規定するもののほか、地域産業・企業との関わりを深める活動を実施する。

(履修要件)

第11号 産業リーダーコースの上級段階を履修できる者は、初級段階において、地域志

向科目群のうちからセンター長が指定する授業科目4単位を含め6単位以上及び地域実践科目群のうちからセンター長が指定する授業科目2単位の合計8単位以上を修得した者又は8単位以上を修得したものと同等と認める者とする。

(上級段階への登録)

第12条 産業リーダーコースの上級段階の履修を目指す者及び上級段階の履修を希望する者は、別紙様式第1号の次世代地域リーダー育成プログラム(上級)登録申請書(以下「登録申請書」という。)をセンター長へ提出するものとする。

2 登録申請書の提出時期は、原則として4月又は10月とする。

(コース修了の認定)

第13条 産業リーダーコース修了の認定は、上級段階において2単位以上を修得し、第10条第2項に規定する活動のうち、センター長が指定する活動に参加した者について、運営委員会の審査を経て、学長が行う。

2 前項の修了者には、別紙様式第2号の修了証を交付する。

第4章 称号授与

(「ぎふ次世代地域リーダー」称号授与)

第14条 地域リーダーコース修了者のうち、地域協学センターが実施する活動に1年以上継続的に参加し、一定の実績を上げた者及び産業リーダーコース修了者に「ぎふ次世代地域リーダー」の称号を授与する。

2 前項の称号の授与は、運営委員会の審査を経て、学長が行う。

3 前項の審査基準は、別に定める。

4 第1項の称号を授与するときは、別紙様式第3号の書面を交付する。

(「学生コーディネーター」称号授与)

第15条 地域活動科目又は地域実践科目の単位修得者のうち、地域活動に関する基本的な知識及び技能を修得したものと認められた者に対し、「学生コーディネーター」の称号を授与する。

2 前項の称号の授与は、運営委員会の審査を経て、学長が行う。

3 前項の審査基準は、別に定める。

4 第1項の称号を授与するときは、別紙様式第4号の書面を交付する。

第5章 雑則

(編入学生等の取扱い)

第16条 編入学、転入学及び再入学生による学生に対する取扱いは、別に定める。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、改正後の別紙様式第2号と第4号は、平成28年3月15日から適用する。

次世代地域リーダー育成プログラム（上級）登録申請書

年 月 日

地域協学センター長 殿

私は，岐阜大学次世代地域リーダー育成プログラムの下記のコース（上級）に登録を申請します。

記

希望するコース	<input type="checkbox"/> 地域リーダーコース <input type="checkbox"/> 産業リーダーコース ※両方選択可
所 属 (学年・学籍番号)	()
氏 名	
出 身 地	都道 市区 府県 町村
備 考	

岐阜大学次世代地域リーダー育成プログラム 修了証

所 属
氏 名
年 月 日生

岐阜大学次世代地域リーダー育成プログラムにおいて実践力を養う上級段階の単位を修得し同プログラムを修了したことを証する

年 月 日

岐阜大学長 氏 名 印

ぎふ次世代地域リーダー

氏 名
年 月 日生

本学の次世代地域リーダー育成プログラムを修了し地域の中でリーダーシップを発揮し活躍するために備えるべき素養・能力を習得したと認められるので岐阜大学次世代地域リーダー育成プログラム規程第14条第1項の規定により「ぎふ次世代地域リーダー」の称号を授与する。

年 月 日

岐阜大学長 氏 名 印

学生コーディネーター

所 属
氏 名
年 月 日生

所定の単位を修得し地域活動に関する基本的な知識及び技能を修得したので岐阜大学次世代地域リーダー育成プログラム「学生コーディネーター」の称号を授与する

年 月 日

岐阜大学長 氏 名 印